(昭和29年1月30日 第三種郵便物認可) 町 村 週 報 1 平成22年2月15日 第2709号

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

毎週月曜日発行

情

報

村 N а ٧

もくじ

フォー

・ラム

ゆとりすとカントリーおおとよ

政

策

延長期間は

「6年間」で合意=過疎地域自立促進特別措置法改正案で与野党が合意……

>見守りネットワーク事業で高齢者の生活を支援~=

=高知県

大豊町

(12)

(15)

活

動

全国町村会定期総会開く=優良町村と自治功労者を表彰

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 山中昭栄:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp

が、

朗読でご紹介していく大会である。

壇上に

と犬ともに座りて川をみて居り」

会場はだ 東京都の けい面白い。「ふたりかと遠目に見しは人

だれもが経験する風景。

熊本の父だからよ

人により60首が選ばれ、

特選として当方の

五千首の応募があり、その中から20人の歌

ホールにて行われた。

全国各地から約二万

今年も恒例の

「全国短歌大会」

がNHK

く大会である。



開話

N H K 番 組 キャスター名誉館 1爰

加。 賀が

美タ 幸き 子:

る力強さで心動かされる。土地の名前を言 となり豊かな時間を共有しあう20年以上続 語の響きと心が会場に溢れ、 ご紹介すると、その味が又、深くなるので 全国各地の風土と文化の中で詠まれなが 作者と作品そして選者の言葉…日本 歌に添えて作者の住む土地を 通ずる歌たちなのだが、 広く誰の心にも伝わってく ホールは 不思 体 かれる。 ではなく寂しいという思い。短い言葉の中 根県の櫻尾道子さん…衣食たりて嬉しいの 当たるのである。「衣食住足りてさびしき れもが91歳のつるさんに拍手。みんな思い 石川つるさん…東京という都会。 に深く広がる世界。…その他、 この世なり戦前戦後はまぼろしのごと」島

どの歌も惹

ら、どの歌も、

判り易く伝わらなくてはならない。そして あるのである ら寄せられる歌だからこそ説得力と魅力が それだけに問われる仕事でもある。 短歌に大事な日本語の響きが求められる。 を共有できるのが朗読。 くるか。会場の人々に瞬時に伝わり、 書かれた言葉が朗読でどう立ち上がって 「NHK全国短歌大会」。 言葉と内容と心が 全国各地か 年に一

ある。

議なことに、 わなくても、

雪の棚田、

父母の大変さが人々の胸にせま

度の

の子を育てきぬ」新潟県の木島睦子さん…

町歩二百余枚の山の田を耕して四

爽やかさ。

会場から優しい笑いが起きる

隆治さん…千葉の明るさと、夫婦間に漂う を干すわが衣手に桜花降る」千葉県の塚谷 りくる。「ベランダに妻のショーツとブラ

休題 全 玉

各 地 0) 素 敵

な

歌

私は幸せにおり」熊本県の吉田尚子さん… 「べっぴんになれよと小鼻つまみいし父よ

### ● 写真キャプション ●

(2)

(10)

本誌表紙に掲載の写真を募集して

います。 四季折々の風物や行事など適当な 写真がありましたらご寄贈下さ い。(写真には題名、町村名を付し て下さい)

なお、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部 (第三種郵便物認可)

### 全国町村会定期総会開く 優良町村と自治功労者を表彰

# 国町村会定期総会

村と自治功労者の表彰を行った。 の全国町村会館で定期総会を開催し 全国町村会は1月29日午前10時から、 東京

はじめに山本文男会長(福岡県添田町長)の 務局長及び被表彰者など約200名が出席 会長からそれぞれ祝辞が述べられた。 院総務委員長、野村 弘 全国町村議会議長会 挨拶があり、続いて来賓として出席した総務 大臣代理の渡辺周総務副大臣、近藤昭一衆議 定期総会には、各都道府県の正副会長

品が贈られた。その後、 長・稲葉暉氏に山本会長から表彰状と記念 齋藤正寧氏と自治功労者代表の岩手県一戸町でいるので り、優良町村として秋田県井川町など4町村、 を述べ、表彰式を終えた。 目治功労者として5、097名が表彰された 表彰では優良町村代表の秋田県井川町長 続いて優良町村と自治功労者の表彰に移 受賞した両名が謝辞

定期総会を終了した。 成11年1月~12月)、②平成20年度一般会計 行財政の課題」と題して関西学院大学教授 決算、③平成22年度一般会計予算が了承され 定期総会終了後、「新政権下における地方 表彰式の後、議事に移り、①会務報告(平

神野直彦氏から講演があった。

### 会 長 あ Bo ව් 9

## 町 村 の発展なくして国家の伸展はない



多用の中をご出席をいただき、 村議会議長会会長におかれまして 近藤衆議院総務委員長、 有り難うございます。 席を賜り厚くお礼申し上げます。 しましたところ、渡辺総務副大臣 本日ここに、定期総会を開催いた 各都道府県代表の皆様には、ご 公務極めてご多端の折り、 野村全国町 御臨 ま

町村及び自治功労者の表彰を行うこ た功績が評価されたものであり、 村自治の振興発展に大きく貢献され 年に亘り重要な職務を全うされ、 られます皆様におかれましては、 とといたしております。表彰を受け 本日の総会におきましては、 ⊞Ţ 永

動

活

からお祝いを申し上げる次第であり

全国町村会長

山本

文男

それぞれの地域において、知恵を絞 役割は不変であり、今後においても、 に減少したとは言え、町村の果たす 国民の生存を支える重要な役割を扣 努力を続けていくことが肝要である や水資源のかん養、国土の保全など、 と存じます。 り、活力のある地域づくりに向けて、 い続けて参りました。町村数が大幅 さて、全国の町村は、

じます。 の関係を抜本的に転換するとしてい とは地域の住民が決める「地域主権 大きな期待がもてるものであると存 れたことは、 ます。このような基本方針が掲げら を政策の大きな柱に掲げ、 ところで、鳩山内閣は、 真の分権改革の実現に 国と地方 地域のこ

た実質的な地方交付税総額について 方交付税が1兆1千億円増額される 平成22年度地方財政対策では、 臨時財政対策債を合わせ 地

食料の供給 るものであり、

であります。 であり、改めて感謝申し上げる次第 尽力と関係者の皆様のご努力の賜物 決議・要望に対する町村長各位のご 国町村長大会で、ご決定いただいた

みとし、 がなかったことは、誠に遺憾である」 とすることが決定されたところであ 当については、 厚生労働省から地方への協議 給方式の決定に至るまで、 直ちに「暫定的な措置とは言え、 ります。これに対し、地方六団体は も手当と児童手当とを併給する仕組 権の重要施策の一つである子ども手 しかしながら、一方において新政 児童手当にかかる財源につ 一部を地方公共団体の負担 22年度に限り 所管省の 併

方交付税の復元・増額の要請に応え もがかねてより強く訴えてきた、 たところであります。これは、 は、3兆6千億円の増額が確保され 評価できるものと存 、私ど 地

じます。 また、これらのことは、昨年の全

ていく所存であります。 言うべきことは、はっきり申し述べ ろであります。今後とも町村として うにされたい」と強く要請したとこ た。今後はそのようなことがないよ 省に対する信頼が大いに損なわれ 混乱し、このことによって厚生労働 に至る過程において、地方は非常に 止の決定に続き、今回の子ども手当 10月の子育て応援特別手当の支給停 があり、お互いが信頼できるような 生労働省の仕事は地方と密接な関係 1月13日に開催された厚生労働大臣 とする旨の表明を行ったところであ 行政を進めていく必要がある。 私といたしましても、

協力をお願い申し上げる次第であり 動を展開して参る所存でありますの じられるよう、引き続き実効ある活 の実情に即した行財政上の措置が講 農山漁村の一層の振興を図り、 展はあり得ない」という信念の下、 ら、「町村の発展なくして国家の伸 道府県町村会と連携を密に保ちなが 全国町村会といたしましては、 皆様方のなお一層のご支援、

会のご挨拶とさせていただきます。 格別のご協力をお願い申し上げ、 円滑に運営できますよう、皆様方の 終わりに臨み、 本日の定期総会が

来

實

あ

Bo

ව්

9

# 活力に満ちた地域社会の実現を



謝を申し上げます。 る町村長の皆様方に心から敬意と感 最も身近なところで尽力をされてい の生命・財産を守り、日夜、住民に 本日は地方自治発展のため、 住民

町

め、平成22年度地方財政対策におき ましては、 づいて、地方の自主財源を増やすた な自治体が決めるという考え方に基 いる地域における身近なことは身近 したところでございます。これは皆 鳩山政権が一丁目一番地に掲げて ・1兆円増と、11年ぶりに増額と 地方交付税を前年度比

> げて政策を進めてまいります。 憾なく発揮されますよう、全力を挙 地の歴史・文化に根ざした特性が遺 し、住民のニーズに即した、その土 すが、活力に満ちた地域社会を実現 私どもは地域主権と呼んでおりま 心から感謝申し上げます。

と思っております。 が、今後はソフト面にも力を入れて、 りでございます。いままでの過疎法 で皆様が政策を遂行出来るために、 えております。そのためには、延長 立法でございますので、自民党との 法案の早期成立を促してまいりたい するだけでなく、拡充するような形 策が資するようにしていきたいと考 雇用対策や医療面での向上に過疎対 は箱物整備を中心にしていました 合意も終え、法案の成立を待つばか また過疎法につきましては、議員

様方からの心強い後押しのお陰であ

ります。 も一生懸命頑張ってまいる所存でお ぞれの自治体の発展のために、 思いでおります。 方と同じ課題認識をしております 原口総務大臣、政務三役も同じ 国を構成するそれ

立って、頑張っていただきたいと思 ところにもいらっしゃる、その方々 景観を守り、森林や文化・歴史を守 います。 の期待に応えられるよう、先頭に どうか皆様方もこの美しい国土 故郷を支えている方々がどんな

ことを祈念申し上げ、 本日の総会が実りあるものとなる 私のご挨拶と

す。そのようなことで私自身も皆様 ど、様々な問題が生じてきておりま ばかりではなく、医療格差が進むな すが、高齢化、 総務副大臣総務大臣代理 私の選挙区は静岡県の伊豆半島で 過疎化や若者の流出 渡辺 周



動

### 来 實 あ Bo ව් 9

# 住民本位の地域主権の確立を



ます。 を重ねておられます先輩方に対しま 福祉の向上のため、献身的な御努力 度定期総会が開催されるにあたりま して、 して、衆議院総務委員会を代表して はじめに、地方自治の発展と住民 本日、ここに全国町村会平成21年 御祝いを申し上げます。 深く敬意を表する次第であり

れます皆様方に、 治功労者として表彰の栄誉を受けら し上げます。 また、 本日、 優良町村あるいは自 心からお慶びを申

してはいるものの、 済情勢の急激な悪化を受け、 現在、 我が国経済は、 本当に自律性が 世界的な経 持ち直

活

乏しく、未だ厳しい状況にあります。 ります。 今週、衆議院を通過し、ご承知のと おり参議院でも可決したところであ とする「地方交付税法改正法案」が、 方交付税総額を確保することを内容 策」に盛り込まれた、当初予算の地 月に取りまとめられた「緊急経済対 このような状況を受けて、 昨年 12

る が、 派の議員立法として委員長提案で提 派間における熱心な協議を経て、 ります。また、本年3月に有効期限 成立させていただく予定となってお 22年度の「地方交付税法改正法案. どの措置がされ、これを受けた平成 身とさせていただく改正法案を超党 に対する支援措置の拡充等を行う中 限延長を行うとともに、 を迎えます、 スで1・1兆円の増額を確保するな 方交付税総額を配分される出口ベー 平成22年度地方財政対策では、 「過疎法」につきましては 間もなく国会に提出され、 御心配をおかけしてい ソフト事業 審議・ 各会 期 地

> ます。 出することで、合意がほぼできてい

これらの法案のほか、「合併特例法 とめさせていただく当委員会では、 への提出が予定されております。 方の協議の場に関する法案」の国会 主権推進改革一括法案」や「国と地 定されております。さらに、「地域 地方にとって重要な法案の審議が予 案」や「地方自治法改正法案」など、 今国会において、私が委員長をつ

様方が、 ります。 だける「住民本位の地域主権」を実 審議に向けて努力するとともに、 現するため、 な自治体である町村のリーダーの皆 いておりましたが、最も住民に身近 の父も自治体の議員をさせていただ 委員会関係法案の真摯かつ速やかな 当委員会といたしましては

して、 の御活躍を心からお祈り申し上げま おわりに、 私の祝辞といたします。

### 衆議院総務委員長 近藤 昭

真にその力を発揮していた なお一層努力してまい 総務 私

皆様方の御健勝と益

### 寐 F 絕

⑪

## 鳩山政権の100日評価 言論ブログ・ブックレット014

言論NPO 認定特定非営利活動法人 刊 工藤泰志

編

電話 03-3548-0511 定価800円+税

年金、 厳しい評価。公約の一部断念、 0日評価」は100点満点中36点、と 分野。全体を通じた「鳩山政権の10 とともにその結果を公表、 後の実績評価として、2千人の有識者 降、5政権の政策評価を公表してきた。 の内容を詳しく紹介したもの。 ディアでも採り上げられた。本書はそ を対象にアンケートを実施した。昨年 末には各分野の専門家20人による評価 泰志代表)は、これまで、小泉政権以 評定分野は、経済、財政、 今回、鳩山政権の発足100日経過 認定NPO法人の言論NPO(エ 医療、環境、雇用、農業など12 多くのメ 少子化、

を記述していること。 係を明らかにしつつ、評定結果の理由 もに政権が対応すべき事柄との照合関 題に焦点を当て、掘り下げた分析とと 果の収録ではなく、 を理由にあげている。 本書の特徴は、単なるアンケート結 各分野が抱える課

以降のマニフェストの実行可能性など

的と手段という戦略的・体系的な対応 政権の農政の根本的な問題点」として、 が見られない」などとしている。 農政に対するビジョンが不明確」「目 例えば、農業政策については、 「 現

の好材料を提供してくれる。 今後の国政のあり方を議論するため

報

### 来 連携を密にして町村の展望を開く 實 あ Bo ව් 9

## 全国町村議会議長会会長 野村

弘



を申し上げます。 が開催されるにあたり、 本日、ここに全国町村会定期総会 一言ご祝辞

町

平, を賜っておりますことを、この場を 長会に対し、 と感謝を表する次第であります。 おられることに対し、衷心より敬意 福祉の増進と地域の発展のため、日 長、副会長並びに関係者の皆様には 同時に日頃から私ども町村議会議 はじめにご出席の各都道府県会 献身的なご努力と情熱を注いで 町村行政の中枢にあって住民 格別のご理解とご支援

第2709号

申し上げますとともに、 賞される皆様方には、心からお慶び お借りして厚く御礼申し上げます。 ご活躍をご期待申し上げます。 また、本日、晴れの全国表彰を受

明るさが戻るにはまだ時間がかかる 勢は依然として厳しく、地域経済に 状況にあります。 分持ち直したというものの、雇用情 しようとしておりますが、景気は幾 さて平成22年もはやひと月を経過

が、 も山積しております。 とは、 車諸税に係る暫定税率、医療保険制 など、地方に配慮していただいたこ 交付税総額を1兆1千億円増額する めての年度予算が編成されました こうした中、鳩山内閣としてはじ 厳しい財政事情にも関わらず、 しかしながら子ども手当、自動 誠にありがたく思っておりま 解決しなければならない問題

今後一層の ŧ

改革推進委員会の勧告に沿った見直 域主権改革の中で義務付け・枠付け 予定となっておりますが、地方分権 の見直し措置の法制化が進められる しが求められるところであります。 また地方分権改革については、 地

取り組んでいるところであります。 向にあり、私どもとしても自ら改革に されるなど、議会改革が進められる方 において議会のあり方の検討が予定 たび設置された地方行財政検討会議 等に係る地方自治法の改正や、 上限の撤廃や議決事件の範囲の拡大 一方、新政権の下、議員定数の法定

れている私ども町村にとりまして もとより厳しい財政運営を強いら 景気の低迷によって税収は落ち 町村の基幹産業である農林水

く必要があるかと存じます。 において早急に対策を講じていただ 産業も深刻な状況となっており 玉

> 込まれる危機的状況となっておりま 済会の年金資金が不足することが見 化、平成23年には市と町村の議員共 議会議員年金を支える現職議員の数 れた平成の市町村合併により、 が激減し、議員年金財政が急激に悪 しかしながら、国策として進めら

ます。 理解とご協力を切にお願い申し上げ 持存続を求めていくこととしており 後もあらゆる機会を捉え、制度の維 あると訴えてきたところであり、 ŧ ますので、町村長の皆様方の深いご これまでも退職後の生活保障とし また将来の担い手確保のために 地方議会議員年金制度は必要で

とができますよう、町村会と連携を にわたって展望を切り開いていくこ を果たしている全国の町村が、将来 態系の調和を図るという大事な役割 新鮮な水と空気を供給し、自然と生 に大事な年になるかと存じますが 密にしてまいる所存であります。 本年も我々町村にとりまして非常

といたします。 を祈念いたしましてお祝いのご挨拶 発展と本日ご出席の皆様方の御健勝 おわりに、全国町村会の益々のご

優良町村表彰

# 井川町(秋田県)など48町村を表彰



長 福 石 富 神奈川 東 千 埼 栃 茨 福 Щ 秋 宮 岩 北 新 青 野 # 山 潟 梨 京 葉 馬 島 形 手 海 Ш 玉 木 城 田 城 森 同 同 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 都 県 道 下都賀郡 南秋田郡 東田川 木 南 鳳 中 岩  $\equiv$ 長 入 加 河 虻 北群馬郡 西白河郡 下閉伊郡 上 新川 間 北 曽 条 珠 船 浦 生 城 美 西 Ш 田 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 穴 関 増 葉 長 毛 吉 野 八 西  $\equiv$ 岩 更 音 真 木 南 舟 小 井 色 東 威 曽 水 Ш 穂 山 圌 Ш Ш 麻 泉 北 别 子 狩 Щ 府 町 町 村 村 町 町 町 町 町 町 村 町 町 村 町 村 町 町 町 村

沖 熊 長 愛 畄 和 兵 岐 長 鹿児島県 宮 佐 福 高 香 徳 Щ 広 島 鳥 奈 大 京 滋 Ξ 愛 歌 縄 崎 本 崎 賀 知 媛 Ш 島 島 Щ 根 取 良 庫 阪 都 賀 重 知 阜 野 出 山県 府 府 児 島 鹿児島郡 飯 久 犬 知 安 上益城郡 北松浦郡 藤 伊 小 海 熊 世 勝 西 日 吉 揖 泉 東筑摩郡 全婁郡 上 尻 湯 津 畄 予 高 野 保 南 世 多 八 屋  $\overline{\Box}$ 部 毛 羅 田 石 伯 郡 南 十 高 益 鹿 太 須 本 松 土 海 上 世 勝 飯 日 日 下 太 熊 久 甲 紀 阿 神 筑 大 良 戸 北 島 城 良 前 陽 関 羅 央 南 宝 恵 山 庄 東 町 町 町 町 村 町 村 町 町 町 町 町 町 村 村 町 町 町 町 町 町

## 優良町村名

岩手県一戸町長

【埼玉県】

(3期

福大

島 澤

弘芳

文 夫

【岐阜県】 飯綱町長

六合村長

Ш

本

三

男

越前町長

南越前町長

(3期

勝

正

(長野県)

秀 武

光 利

(3期

稲葉

城里町長

遠 阿久津

務男

藤

能登町長

【福井県】

利根町長

(群馬県)

(3期

暉氏

東海村長

村

上

達

也

【石川県】

(4期

上市町長

(3期)

河内町長

野

髙

貴

雄

(4期

(4期)

△自治功労者代表

【千葉県】 小鹿野町長 長瀞町長

林

和

雄

(3期

揖斐川町長

英

樹

滿 誠

雄郎

白川町長

動

(青森県)

西和賀町長

細

井

洋

行

(4期

【東京都】 睦沢町長

【宮城県】

(3期

棚高田加山 野橋島藤本 孝正順榮榮 夫 夫 逸 一 二

利尻町長

共和町長

(4期

妹背牛町長

白糠町長 本別町長

(3期

佐井村長 藤崎町長 【岩手県】 今別町長

中泊町長 (3期) 小 小 太 田

小 古 越 桐鹿田 野川善 俊正靖

蓬田村長

逸隆夫

【山形県】

(3期

原

田

眞

樹

南三陸町長

佐

藤

仁

八丈町長瑞穂町長

青ヶ島村長 【神奈川県

智 正 健

高義 一

【福島県】 庄内町長

(5期)

大玉村長

暉

鹿追町長

弘

田野畑村長

上

机

莞

治

下郷町長

湯

田

雄

【新潟県】 市川三郷町長 【山梨県】

(3期

関川村長

【富山県】

【茨城県】

(5期)

(3期

(4期)

札尻富士町長

德若告告三本片泉

永狹田田浦間岡亭

雄靖志勤幸司雄彦

戸町長

稲

(7期)

厚岸町長

先子屈町長

哲

住

田町長

多

田

欣

仁木町長 吉平町長 長 当別町長

敏順春俊

富岡町長 会津美里町 (3期) (4期)

長 遠 渡 藤部

勝

浅 英 也敏

和 定

次

愛川町長 松田町長 (3期

(4期)

忠 光

雄 治

Ш 長 芳

三好町長

久

野

知

英

友

見

新島村長

(3期

出 御 園 生

正 勝 美 重 森町長

芝山町長

相

Ш

4期

(3期

川辺町長 (3期) 木 枢 菔

【静岡県】 【愛知県】 (3期

村	佐
松	藤
藤	光
雄	宏

宗	今		遠			関	Ш			持			伊			平			久		Щ		嶌			菊	浅	石塚	
宮	井		山				野			木			東			田			保		田		村			池	沼		
孝	良		秀			敬	順			_			尚			大			眞		登美夫		俊			利	道	幸右衛門	
生	博		吉			信	万			茂			志			六			_		夫		介			光	徳	門門	
飯南町長	(3期)	琴浦町長	(3期)	三朝町長	岩美町長	(4期)	【鳥取県】	串本町長	(3期)	【和歌山県】	十津川村長	広陵町長	(3期)	川西町長	(5期)	斑鳩町長	(7期)	【奈良県】	佐用町長	多可町長	(4期)	【兵庫県】	和東町長	宇治田原町長	(3期)	【京都府】	大紀町長	(5期)	【三重県】
Щ		田寺	È	吉	榎			田			更	平		上		小			庵	戸			堀	奥			谷		

直

朗

禧 仁

利

重

章 規

納町長)

### 動

意見の中で宮城常任理事は、

「国土面積の

### 松茂町長 坂町長 の挨拶の後、「公務員の労働協約締結権付与 について国家公務員制度改革推進本部の笹島誉 会館で理事会を開催した。理事会では山本会長 砥部町長 【愛媛県】 つるぎ町長 和木町長 【山口県】 上勝町長 【徳島県】 【広島県】 全国町村会は1月28日午後、 (5期 (3期 (3期 (4期 (3期 沖縄基地問題で宮城常任理事が意見 玉 中 笠 兼広 古 吉 村 松 西 瀬 木 田 和 哲 隆 剛 憲 志 市 茂 発 夫 行 東京の全国町村 江迎町長 山都町長 東峰村長 鹿町町長 白石町長 大町町長 みやき町長 熊本県 (長崎県) 佐賀県 福岡県 (5期 (3期 (4期 (6期 (4期 会を開 甲 片 武 宮 亀 末 髙 安 斐 田 Ш 渕 村 倉 利 弘弘 伸 秀 安 春 幸 光 晃正 之 信 催 知名町長 伊仙町長 嘉手納町長 大崎町長 津奈木町長 椎葉村長 芦北町長 長洲町長 (沖縄県 【鹿児島県 宮崎県 (3期 (3期 (4期) (4期 5期 わず メリカの軍用 しか占めて 大久保 東 平 椎 西 竹 橋 沖縄県に、 宮

安

正

盛

靖

明弘

葉

晃

充

などを審議、 沖縄米軍基地問題の現状報告と意見陳述があっ 焦点に連日報道されている。. 行審議官から政策説明を聴取、 議事終了後、 全国町村会等の平成22年度予算・事業計画 から「日米安全保障条約、 決定した。 宮城篤実常任理事(沖縄県嘉手 その後議事に移 としたうえで 外交問題を きか、

い。」と述べ、 な負担について共通認識を持っていただきた しを検討すると同時に、 付属協定としての日米地位協定の全面的な見直 模で考え、議論していただきたい。そのうえで、 る。この際、我が国の安全保障がいかにあるべ 年は日米安全保障条約改定50年の節目に当た 被害のリスクを負っているのが現状である。 している。このように特定の地域が長期間基地 改めて国家の将来について全国民的な規 出席者の理解を求めた。 混乱が生じている現地の状況を 国の安全に対する公平 設の75%が集中

## 全国町村会·榭全国自治協会

### 平成21年度公共建 火災予防運動」等を実施 挖

本

孝

明

川﨑

裕成

が多種にわたるものの、一旦火災が発生すると、その 時期に実施している。 損害は高額になることから、毎年火災が多くなるこの 業における罹災原因のうち火災損害については、 する意識の高揚を図り、 度公共建物火災予防運動」と加入団体の安全運転に対 「平成21年度交通安全運動」を全国的に実施している。 助全国自治協会が実施している公有建物災害共済事 全国町村会・側全国自治協会は、 学校等公共建物を火災から守るため 交通事故の防止に努めるため 火災多発期に際し 平成21年

か0・6%

いな

ア

城

篤

実

いる。 実施による火災の未然防止に努めてもらうこととして る「公共建物の防火診断要領」を配布し、 加入町村に対しては、 建物の防火診断が簡単にでき 査察診断の

安全運転診断の資料とし て「人にやさしい安全運 行·車両管理、 の防止に努めてもらうこ また、 を配布し、 運行管理者の運 交通事故 運転者の



## 延長期間は「6年間」で合意 58市町村が新たに追加

## 過 疎 地域自立促進特別措置法改正案で与野党が合意

与野党は今通常国会での全会一致の成立を目指す。 ち野党は今通常国会での全会一致の成立を目指す。 は、現在の地域に加え、「1960年から50年までの45年間の人は、現在の地域に加え、「1960年から55年までの45年間の人でを示す「財政力指数」が66~88年度の平均で0・55以下などのでを示す「財政力指数」が66~88年度の平均で0・55以下などのでを示す「財政力指数」が66~88年度の平均で0・55以下などのでを示す「財政力指数」が66~88年度の平均で0・55以下などの豊かさを示す「財政力指数」が60~88年度の平均で0・55以下などの豊かは、100年間の人に関する。 100年間の 100年間の

民主党が「延長」方針

町

選費を地方交付税で手当てする割合 環費を地方交付税で手当てする割合 業債(過疎債)の発行や、国庫補助 業債(過疎債)の発行や、国庫補助 率のかさ上げなどが認められる。1 970年に過疎地域対策緊急措置法 が10年間の時限法として議員立法に より制定され、その後も時限法が4

現行過疎法が99年度末で期限切れを迎えるに当たり、自民党の過疎対を迎えるに当たり、自民党の過疎対策を対け、しかし昨年の衆院選で民主党検討。しかし昨年の衆院選で民主党検討。しかし昨年の衆院選で民主党が圧勝し、総務相に就任した原ロー博氏が地方六団体との会合で、山本文男全国町村会長(福岡県添田町長)の意見に応える形で、現行法を議員立法で2、3年程度延長した後に必要な抜本改正を行うことが望ましいとの考えを表明した。

総務相は同会合で、期限切れ後直

ちに抜本改正した新法を定めるケーちに抜本改正した新法を定めるケースの二通りの案を検討ひていると紹介。その上で、「しばひていると紹介。その上で、「しばところに様々な財政措置を行いながら抜本改正への議論を深めていく形ら抜本改正の時期については、2に、抜本改正の時期については、2に、抜本改正の時期については、2に、抜本改正の時期については、2に、抜本改正の時期についてはがら抜本改正の時期については、2に改める議論に併せて検討することに改める議論に併せて検討することが必要との認識を示した。

明。小川淳也政務官は「3年間」延衛したい」(森会長)と評価。その価したい」(森会長)と評価。その価したい」(森会長)と評価。そのではなく自治体の要望に沿って内容を拡充した上で延長させる考えを表を拡充した上で延長ない。 麻生渡全国知 こうした延長案に、麻生渡全国知

し、延長幅にまで言及した。長した後に抜本改正する方針を示

一方で自民党の過疎対策特別委員一方で自民党の過疎対策特別委員のといいた。 一方で自民党の過疎対策特別委員のソフト事業にも活用できる基金創保や地域医療の充実、産業振興などは、「新」過疎法として、過疎地域再生特別措置法案を提示。交通確域再生特別措置法案を提示。交通確は再生特別を見いた。

## 過疎債をソフト事業にも

が17%以上であること、②財政力要 0 増加している団体は除く、 年から5年の25年間で10%以上人口 以上30歳未満)が14%以下であるこ であるか、または若年者比率(15歳 の45年間の人口減少率が33%以上 □要件=<a>○</a>1</a>1</a>1</a>1</a>2</a>6<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0</a>5<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<br/>0<b 05年国勢調査の結果に基づいて①人 いては、現行法の過疎地域に加え、 によると、過疎地域の要件追加につ 延長する改正法案に合意。改正法案 今年1月、 高齢者比率(65歳以上)が29%以上 6)1960年から55年までの45年間 年から05年の25年間の人口減少率 人口減少率が28%以上で、かつ その後、 ※ただし(a)b)の場合、 各党間の調整が続けられ、 現行過疎法を「6年間 1980 (c) 1 9 8

 $\parallel$ 

06

08

年

度の3カ年平

対財政

限られるが、

過疎

市

村

0

強

を

小中

学校の校舎(統合要件も

撤

廃

ば

た

現行法では過疎債の発行対

橋などのインフラ整備

にす とい 路などの

Ź, つ

整備につい

7

該当する

地域

を追加指定する。

が0

56

以

下等

 $\dot{\Omega}$ -均 の

1

要望 ほぼ

を踏

交通 えまえ、

手段や地

域

医 ス 

### 政 策

### 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)

### 平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づき、以下の1及び2に該当す (第2条第1項関係) る地域を過疎地域として追加すること。

- 1 人口要件:以下のいずれかに該当すること。
- (1) 昭和35年~平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。
- (2) 昭和35年~平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、 かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上であるか、

又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下であること。

\*ただし、(1)(2)の場合、昭和55年~平成17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

- (3) 昭和55年~平成17年の25年間の人口減少率が17%以上であること。
- 2 財政力要件:平成18~20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下等であること。

### 二 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針(都道府県が策定)、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画に ついて、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す 等の所要の措置を講ずること。 (第5条、第6条、第7条、第15条関係)

### 三 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

### 過疎対策事業債の対象の追加

- ① 過疎対策事業債の対象となる施設に、①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設、 を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件を撤廃すること。 (第12条第1項関係)
- ② 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来に わたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要 と認められる事業として市町村計画に定めるもの(基金の積立てを含む。)の実施に要する経費について、人口、 面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすること。

(第12条第2項関係)

次の通り

⇔過

旗地

に追

加される58市町

村は

【北海道】

小

樽

单

河

闽

### 2 減価償却の特例の拡充

国税(所得税・法人税)に係る特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通 信技術利用事業 (コールセンター) を追加すること。

### 3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利 (第31条関係) 用事業を追加すること。

### 四 失効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限[平成22年3月31日]について、6年間の延長を行い、平成28年 3月31日とすること。 (附則第3条関係)

### 五 施行期日等

(自治日報記者

内川

(正浩)

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、「四 失効期限の延長」に係る改正は、公布の日か ら施行すること。 (改正法附則第1条関係)

嬬恋村、

みなかみ町【埼玉】

猪苗代町、

会津坂下町

群馬 東秩父

洋野町

【秋田】美郷町

山形

村山

屯

遊佐町【福島】下郷町

大槌町、

普代村 釜石市

九戸村 岩手町

三戸町

岩手

平内町

野辺地町

大間

### 2 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。

 $\blacksquare$ T 市 虰

大島町 琴平 東町 单  $\blacksquare$ 「鷲市、 町 信濃町【岐阜】八百津町 【千葉】長南町、大多喜町 白石町、 矢掛町、 Ш 【奈良】山添村 プ内町、 鞍手町、 智勝浦町、 富山 高 知 朝町、 鳥羽市 奈義町 太良町 須崎市 福智町、 木島平村、 朝日町【長野】 大山町、 【京都】宮津市、 太地町 香川 和歌山 (鹿児島) 福 岡 築上町 江府町 鳥取 野沢温泉 卣 (三重) 東京 由良 大牟 飯 岡

事業にも使えるよう 確 Ē 進 0 ーにも広げ 観点から ネル # え。 る。 過疎地域 を # 利用するため 白立 地 Ó

などから①図書館②認定で こども 方分権推 促進 施

> き過疎 を 画 等の 満たす旧市町 地域 市町 策定義務付け等を廃 どみ 村が合併し かなす 村地 域 のみを引き続 た場合、 部過疎」 止する。

どの仕組みは継続する。



N 4 +

報

町の概要

大豊町

ります。 か村が合併し発足した大豊村から始ま 永村、西豊永村、 大豊町は、 昭和30年3月31日、 大杉村、天坪村の4 東豊

町として町制を施行し、大豊町と改称 47年4月1日には、高知県下25番目の し今日に至っています。 高知県東北端四国山地の中央部に位 全国でも指折りの大村として推移 現在の行政区画が設けられ、昭和

の距離にあって、東部は香美市物部町 置し、県庁所在地の高知市から約4㎞

> 有しています。 がりを持ち、総面積は314・9㎞を 中央を流れ、東西32㎞、 県四国中央市及び徳島県三好市に接 佐山田町、西部は本山町、 および香美市香北町、南部は香美市土 しており、 一級河川吉野川が町のほぼ 南北28㎞の広 北部は愛媛

高知市

棚田、傾斜畑で形成されています。 総面積の1・1パーセントに過ぎず ます。平坦地はほとんどなく、耕地は の急傾斜で複雑な山岳地帯をなしてい から1、400m、平均標高450m 隆起した峻嶺に囲まれ、標高200m 地形は、石鎚・剣山両山系が交錯し、

名であります。 あり、古来より地すべり地帯として有 えますが、その反面脆弱な地質構造で を成し、水資源には恵まれているとい 郎吉野川とこれに流れ込む支流が渓谷 河川は、 本町を縦横に流れる四国三

水量が3、000ミリに達するところ 域全般に多雨地帯であるため、 上下、河岸と山腹、地勢等により気象 に著しい差異が見られますが、 山岳地帯ということもあり、河川の



△見守りネットワーク事業実施を前に、職員が高齢者の家庭を訪ねて説明に当たる

平成17年には5、 30年に20、711人であったのが が続き、 化の中、若年層を中心とする人口流出 でもあります。 南国高知には珍しく雪化粧を作る気候 が大きく、夏は比較的涼しく、冬には 人口は、国の経済成長に伴う社会変 国勢調査における人口が昭和 年平均気温は4℃で寒暖の差 492人と大幅に減

以上)の割合が2、686人(52・9%) のうち人口全体に占める高齢者 住民基本台帳人口は5、075人、そ が著しく、平成21年12月31日における また、過疎化とともに高齢化の進行 人口のほぼ2人に1人が高齢者と (65歳

少してきました。

徐々に増加しています。 維持すら危ぶまれている高齢集落が 齢者のみの世帯の増加により、 齢化が顕著に現れ、高齢単身世帯や高 町内でも周辺山間部の集落において高 いう超高齢社会となっています。特に、 集落の

気候とも考えられます。

もあり、土砂災害等を誘発させやすい

## 本町の主な取り組み

足を確保するため、町内にある3ハイ ビス」、 シーへの助成制度、小規模地区を維持 ヤー事業者が運行する乗り合いタク ワーク事業、通院等における高齢者の る通報装置の導入による見守りネット シルバーホンを使用した緊急時におけ 告知盤を活用した「愛コンタクトサー こうした事態に対処するため、 GPS機能付き携帯電話及び するため近

助する、み 同して町道 事業など う事業へ補 周辺の環境 および集落 障木の伐採 草刈り、 等生活道の る郷づくり 整備等を行 んなで支え 支

り組んでいます。

署を設置し、3名の職員が受け持ち扣 区で行われる様々な行事およびイベン ぞれの担当地区を月1回の訪問や、 員を町内7地区にグループ化し、 当地区を決め日々高齢者世帯等を訪問 する役場づくりを目指しています。 しています。なお、これとは別に全職 ト等に参加し、 し、住民の心のよりどころとして活動 また、平成17年7月から地域担当部 常に住民とともに行動

## 見守りネットワーク事業

者および障害者に対する見守りネット ワーク事業について紹介します。 本町の主な取組の中で、今回は高齢

## ◆取り組みに至る背景

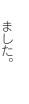
ら、高齢者に対する支援体制の見直し ズにより、これまでの画 を図る必要がでてきました。 スでは立ち行かない状況であることか 超高齢社会と、多様化する住民工 一的なサービ

年度から関係部署で検討を実施してき 外出先での事故も多発したことから 近年では高齢者の活動範囲が広がり 報装置の周辺に限られていましたが 事業では、 これらへの対応が急務となり 高齢者施策のうち緊急通報体制整備 サービスの範囲が固定の通

域づくりを目指し様々な福祉事業に取 害者が安全・安心して暮らしやすい地

▽「みんなで支える郷づくり事業」で周辺

木を伐採、里山環境を整備する



にも対応できる仕様としました。 選択できることとし、 の固定式の緊急通報装置のどちらかを 機能付き携帯電話機とこれまでと同様 時に対応するサービス」には、 て行うこととしました。また、「緊急 急時に対応するサービス」と「相談 者」が混在する結果であったため、「緊 齢者」と「孤独感や不安の解消を望む 施した結果、「緊急時の対応を望む高 伺い等の見守系のサービス」を区別し 高齢者」、また、「双方を希望する高齢 事業見直しに当たりアンケートを実 外出時の緊急時





△国の特別天然記念物「日本一の大杉\_

高齢者や障



町

大豊町見守りネットワーク事業の概要

安石確認

住所を有する者で次の条件のいずれかを満たす者 おおむね65歳以上の独居世帯、または70歳以上の世帯の者

### ◆事業内容 目的

(目的・目標・方策)

端末と一ト電話を活用した安否確認や 者等に対し、行政連絡放送を行う告知 装置を貸与し、 機能付き携帯電話または固定式の通報 防署等に連絡する機能を備えたGPS 高齢者等に対し、 また、孤独感や不安を抱える高齢 緊急時の対応を図りま 緊急時に家族や消

> ました。 宅福祉の増進に資することを目的とし 自立した生活が引き続きできるよう在 独感を和らげ、 がけサービスを行い、 住み慣れた地域の中で 高齢者等の孤

### 【方策】

ココセコムEZサービスを月額1 ーと㈱セコムに携帯電話利用料および 携帯電話の貸与については、 58円で委託し、

います。 内容となっていま 出ない場合は、セコ 利用者が携帯電話に 絡を行います。また、 防署または家族に連 者から状況を聞き取 認するとともに利用 用者と発信位置を確 場合に㈱セコムが利 緊急通報が送られた 容は、携帯電話から 徴収することとして 料の月額315円を 用者からは機器保証 ムの要請員が現場に た適切な対応を行う 状況に応じて消 状況に応じ サービス内

利用負担額

基本利用的

本的回転 ドレナ・利用の場合 利用 1 第につき200円 のション・利用の場合 見る場合につき、1 第150円 集点行針金 利用 1 第につき10, 500円

いては、NTTの「シ 通報装置の貸与につ また、 固定式緊急

す。

第2709号

(35

消防署

■ 対象者

K D D 利 5 認を行っています。 ら安否確認のメッセージを週2回配信 の行政放送(ゆとりすと放送)システ め登録した2か所の親族と消防署に順 利用者が緊急ボタンを押すとあらかじ で貸与しています。 ルバーホンあんしんS-安否確認を行い、 ンタクトサービス」については 次連絡していくものとなっています。 ムで使用している「―P告知端末」か 安否確認及び声がけサービス「愛コ 利用者が応答ボタンを押すことで 地域担当職員が訪問し安否の確 確認が取れない世帯 サービス内容は

当町

※図参照

## ◆施策の開始前に想定した事業効果

す。 の支援がより一層図れることとなりま 利用できるので、利用者に対する外出 利用できませんでした。 波のため、 報装置も貸与していましたが、 固定の通報装置に加えワイヤレスの通 話が利用できる場所ならばサービスが 山での作業はもとより、 急通報装置とすることで、 (1)これまでの緊急通報装置では 装置から10mの範囲でしか 携帯電話を緊 国内の携帯電 畑仕事や裏 微弱電

2 として提供するサービスを利用するた となるため、 システム開発や保守管理費が不要 ㈱セコムが 財政的負担が軽減できま 一般の高齢者を対象

### ◆導入にあたり工夫・苦労した点、 題 対処法など 課

を無料

苦慮しました。 することとなったため、 費用や保守管理費等に膨大な費用を要 運営を行うこととしていたので、 ら、当初は、独自のシステムを開発し 置に利用した事例がなかったことか 他の自治体で携帯電話を緊急通報装 経費の削減に 開発

題となっています。 請がスムーズに行えるようになりまし を検索できることにより、 ことから、こうした地域への対応が課 ず携帯電話が利用できない地域がある 事業を見直した結果、 本町は山間地のため電波が届か 発信者の位置 救急車の要

## ◆現在の成果・実績、 今後の展開など

であります。 働し、声がけサービスを実施する予定 今後は、 本事業に移行することとします。また、 更についての周知および申し込みの受 付を行い、 もに既事業の利用者に対して、 新規の申し込み者の受付を行うとと 町内のボランティア組織と協 21年度中に旧事業利用者を 制度変

なっています。 コンタクトサービス31世帯 GPS機能付き携帯電話174人、愛 、の加入実績は、シルバーホン9世帯 平成21年12月末における各サービス ーホン3世帯、 携帯電話10世帯)

(大豊町役場福祉介護班 前田 典彦)

### 情 報

15



第2709号

## 通販ショップを民営化町営の特産品

ることを計画していた。今後、 年をめどに民営化し、雇用創出を推進す 町内の団体を新たな運営主体に選定し るため、運営主体となる団体を募集し、 ショップ「しらぬか町商店」を民営化す る審査など3~4カ月の準備期間を経て 天」で町が運営している特産品通販 業務を移行する予定。 た。町は当初から、ショップ開設から3 町はこのほど、ネット通販サイトの「楽 楽天によ

品の梱包や発送などの作業を行ってい 販売している。開設以来、町の職員が商 ガニやチーズ、ラーメンなどの特産品を らスタート。現在は12事業者が参加し、 め、2006年に9事業者50アイテムか 譚」や「鍛高シャンメリー」のほか、毛 特産の紫蘇を使用した「しそ焼酎 て「しらぬかブランド」を確立するた しらぬか町商店は、 町の特産品をPR 鍛高

敗路やPR効果が一層拡大。今年度の売 2008年度からは総務省の「地域人材 刀創造アドバイザー」からの助言もあり **刀活性化事業」で派遣されている「地域** |額は1300万円を見込んでいる。 また、売上は年々増加傾向にあったが

## などまちづくり条例住民投票や提案制度

の施行に向け準備作業を進めている。 まちづくり基本条例」が成立、今年4月 町では、 昨年暮れに「住民自治による

ちづくりに参加する制度」として「まち 職員ごとの「役割」を明記。その上で「ま を盛り込んだのが特徴だ。 住民活動団体、事業者、議会·議員、長 す」として、住民、地域コミュニティ、 加と協働によるまちづくりの実現を目指 づくり提案制度」「住民投票制度」など 基本条例は、「住民が主体となった参

推進センター」も設置する方針だ。 の運用やまちづくりを行う住民等の交 どに議会や住民の意見も聞きながら制度 民投票条例」として、今後、 手続きなどで課題も多いため、 務付けた。なお、住民投票の制度化では 議会と町長には「投票結果の尊重」を義 ちづくりを進める」ため常設制度とし でも提案でき、町長は必要があれば提案 流・連携促進などを目的に「まちづくり 化する。このほか、まちづくり提案制度 た、住民投票は「住民の意思に沿ったま について助成金などの支援ができる。ま 提案制度は、まちづくり等について誰 約1年をめ 別途「住

## 山形県 朝 ំ 前

### 今夜は町長と やべらナイト

者と語る会も開催した。 語る会として「今夜は町長としゃべらナ を開催しているが、昨年暮れには女性と イト」を開催した。今年2月9日には若 町は、 、毎年地区ごとに「町長と語ろう

が出たという。 町内の案内看板などについての意見など 参加した女性14人からはワインまつりや れ、初めて女性限定の語る会を開いた。 性が発言しにくいとの声があり、昨年暮 集会には男性や年長者の参加が多く、 会「町長と語ろう」を行っているが、 毎年、この全集落ごとに町民との対話集 集落がある。町では、2005年度から 峰など豊かな自然に恵まれているが、 上川、朝日川、送橋川など河川沿いに55 町は東北のアルプスといわれる朝日連 女 最 同

ろいろな団体との「町長と語ろう」につ る会を開催したが、今後も地区以外のい いて模索することにしている。 町では、これを契機に2月に若者と語

## 定住促進住宅を整備少子化対策で

ゆったり暮らしてみたいと思っている方 然の中で 子育てしてみたい のんびり する。ホームページ上では「緑豊かな自 定住する若年世帯らに住居を格安で提供 口減少や少子化に対応するのが狙いで、 と「ふるさと定住団地」を整備した。 に最適です」とPRしている。 村はこのほど、「若者定住促進住宅

3万円。応募資格は、 構造は木造平屋85㎡。家賃は月額わずか 「若者定住促進住宅」は、募集戸数4戸 将来にわたって村

> 住の地として20年間定住を約束できる― 間所得が100万円以上である▽村を定 地料は無料。応募資格は、村に永住しよ 有する者。このほか、村に住民票を移す 員会の審査を経て決定する。 などの要件を満たす者。各貸付は審査委 有するまたは移すことを確約できる▽年 うとする概ね55歳までの▽村に住民票を 配偶者を有することなどが条件となる。 ことを約束することや、概ね40歳以下で、 に定住し、 に取り組み、村の発展に寄与する意思を (1区画231㎡~408㎡)で、 一方、「ふるさと定住団地」は、 村の行事や地域活動に積極的 8 |X

## 奈良県 斑鳩町

### 構想案を公表 バイオマスタウン

案を公表した。廃棄物のさらなる減量と、 として利活用を進めることが狙い。 循環型社会の形成、町内から発生するバ イオマスを町の活性化を図る新たな資源 町はこのほど、バイオマスタウン構想

45・8%とする数値目標を掲げている。 90・7%に、同じく現在4・8%にとど の生ゴミなど「廃棄物系バイオマス」は らで構成する町バイオマス利活用推進協 ジェクト(し尿・浄化槽)―などを掲げた。 を掲示。地域のバイオマス利活用方法とし まる稲わらなど「未利用バイオマス」は マスの利活用目標として、現在46・3% 議会(仮称)を設置すると明記。バイオ ては、①堆肥化プロジェクト②廃食用油 は、「~ゼロ・ウェイスト斑鳩~みんなで創 して、町や県、関係組織や有識者、 リサイクルプロジェクト③メタン発酵プロ その上で、バイオマス事業推進体制と バイオマスタウン形成上の基本方針に みんなで刻む 斑鳩の新しい歴史」 、町民



### 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定 搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。 お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、 共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- ○通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引** (ご加入を希望するお車が町材生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタート
- ○集団扱契約により更に 5% (ただし、一括払のみ)
- ○保険料分割払(12回)も選択可能です。 (保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

### 台岛尼

無料ロードサービスがついてきます。 ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなく なった場合、事前にロードサービス専用デスクに ご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや 30分程度の緊急修理などを手配します。

●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金 (保険料) が割引になります。

### 契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン)保険期間 1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車 名 スズキ ワゴンR 型 式 MH22S

初度登録 平成21年1月(新車割引あり)

年齢条件 30歳以上担保

運転手限定 家族限定

共済(保険)金額 150万円

払 込 方 法 集団扱一括払

	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
	限定A(割引適用済)	_	3,960円
	(通常・新規で加入する場合)	_	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合せください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

### お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里(取扱代理店)

- ●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月〜金 午前9時30分〜午後5時) お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- ●FAX番号 **03-3519-7325**
- ●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。 〈車両保険引受保険会社〉(株損害保険ジャパン) 

「平成20年9月9日 SJ08-05327」